

# 運輸安全マネジメント規程 (安全管理規程)

マルエスグループ<sup>®</sup>

マルエス工運株式会社  
関東マルエス株式会社  
中日本マルエス株式会社  
西日本マルエス株式会社  
シンエスサービス株式会社  
ガス物流ネット株式会社  
マルニチ工運株式会社

2025年10月1日

## 目 次

第1章	総則	3
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	3
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	4
第4章	輸送の安全を確保するための事業の運営及びその管理の方法	7

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程はマルエスグループにおいて、貨物自動車運送事業法第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するための遵守すべき事項を定め、もって運輸の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程はマルエスグループにおける、貨物運送事業に係る全ての業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための方針

### (輸送の安全に関する基本方針)

第3条 経営者は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。

2、輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）には、次に掲げる事項を定め社内に周知するものとする。

- ①関係法令の遵守
- ②安全最優先の原則
- ③安全管理体制の継続的改善等の実施

### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

重点施策は以下の通りとする。

- ①輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、安全管理規程及び関係法令等に定められた事項を遵守する。
- ②輸送の安全に関する予算、費用支出を積極的かつ効果的に行う。
- ③輸送の安全に関する内部監査を定期的に行い必要な是正措置、予防措置を講じる。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報の共有化、有効活用をはかる。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し的確に実施する。
- ⑥全てのマルエスグループは緊密に連携・協力し安全性の維持向上に努める。
- ⑦協力会社（下請け会社）を利用する場合は輸送の安全確保を阻害する行為を行わないこと。

#### (輸送の安全に関する目標と計画)

第5条 安全方針に基づき、以下の項目を含む輸送の安全に関する達成目標を設定する。

- ① 事故件数
- ② 輸送の安全に関する投資額（安全教育、安全表彰、ハード整備費等）
- ③ 安全教育実施回数・受講人員数

2. 目標は、会社全体に加え、各営業所ごとにも設定する。

3. 輸送の安全に関する目標達成のため、重点施策に応じて計画を作成する。

4. 計画の作成に当たっては現状把握し改善効果の高いものとする。

- ① 自社の人材、車輌、施設、運行の状況
- ② 事故、ヒヤリハット等の発生状況
- ③ 前年度の計画の実施状況
- ④ 内部監査、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果
- ⑤ 現場からの改善提案、要望
- ⑥ 荷主、ユーザーからの要望、クレーム等

5. 目標、計画を1年ごとに進捗、達成状況を把握し必要な見直しを行う。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

#### (経営トップの責務)

第6条 経営トップは輸送の安全確保に関して最終的な責任を有する。

- ① 経営トップは、自らまたは安全統括管理者を通じて社員（運転者を含む）に対し関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最重要であるという意識を徹底させること。
- ② 輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与すること。
- ③ 輸送の安全に関する重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与すること。
- ④ 重大事故等発生時の対応体制の整備に主体的に関与すること。
- ⑤ 輸送の安全確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じること
- ⑥ 輸送の安全確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。
- ⑦ 経営トップは会社全体の運輸事業の安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与すること。

#### (社内組織)

第7条 輸送の安全の実現のため、責任ある体制を構築するものとする。

- ① 安全統括管理者、運行・整備管理者等必要な管理者を選任すること。
- ② 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統を決定し、組織図を作成すること。

- ③営業所を含め、全社的な組織体制及び指揮命令系統を明確にし組織図に反映すること。
- ④安全統括管理者が病気等で本社に不在となる場合の指揮命令系統を明確にすること。また、重大事故、災害等に備え適切に対応が可能な体制を整備すること。
- ⑤社員は、定められた指揮命令系統に従い行動するとともに、安全の向上に資する技能や知識の習得に努め、輸送の安全に貢献すること。

#### (安全統括管理者)

第8条 事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、以下の事由が発生した場合は安全統括管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障等やむを得ない事由により職務が困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により引き続き行う事が輸送の安全確保に支障が有ると認めたとき。

2. 安全統括管理者の責務は、以下の通りとする。

- ①社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全確保がもっとも重要であるという意識を徹底させること。
- ②輸送の安全確保に必要な手順及び方法を確立し、実施、維持、改善する。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を着実に実施し、社内へ周知徹底する。
- ④報告連絡体制を構築し、社員への周知を徹底すること。
- ⑤輸送の安全確保の状況について、定期的にまたは必要に応じて隨時確認を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥経営トップ等に対し、輸送の安全確保に関し意見を述べ、必要な改善措置を提案・実施すること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全確保のため、社員に対して必要な教育・研修を行うこと。
- ⑩その他、輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

#### (輸送の安全に関する支出及び投資)

第9条 安全に関する支出及び投資は、人材、車輌、施設等を把握、事故、ヒヤリハット等を十分に分析するとともに、効果的な安全対策になるよう積極的かつ効率的に行う。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第10条 経営トップ及び安全統括管理者は、現業実施部門との意思疎通を十分に図り、現場での課題等が適切に報告・上申される仕組みを構築するものとする。また、輸送の

安全に関する情報不足によるトラブルを防止するため、以下の対応を行う。

- ①事故やヒヤリハット等の情報を収集・活用し、関係者間で共有すること。
- ②事故及びヒヤリハットの報告手順を定め、輸送の安全確保のため重要と認める場合には、状況に応じて、適切に経営トップに報告する。
- ③安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過や隠蔽をせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処を講じること。

#### (事故、災害等発生時の対応)

第11条 重大な事故や災害の発生に備え、会社全体として適切かつ柔軟な対応が可能となるよう、責任者の選任や対応手順の整備など、必要な体制を構築するとともに、以下の対応を実施するものとする。

- ①応急措置及び復旧措置の実施、原因や被害の調査・分析に関する責任と権限を明らかにし対応手順を定めて関係者へ周知すること。
- ②事故等が発生した際は、速報を関係者に伝達し、適宜原因や再発防止策を共有し、全社的に迅速かつ的確な対応を図ること。
- ③自動車事故報告規則（省令第104号）に定める事故が発生した場合は、国土交通省へ必要な報告または届出を行うこと。
- ④災害等により事故が発生した場合は、国土交通省およびその他の関係機関へ必要な情報提供を行うこと。

#### (事故、不祥事、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故・不祥事等が発生した場合、所長・運行管理者は事故・不祥事等に関する情報が、社内の関係者、経営トップへ速やかに伝達されるように努めること。

2. 所長・運行管理者は、報告連絡体制が関係者に十分に周知され、円滑に機能するよう必要な指示を行う。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の運営及びその管理の方法

#### (関係法令の遵守)

第13条 輸送の安全を確保するため、以下の事項について関係法令を遵守し、適切に対応するものとする。

- ① 輸送に従事する人員の確保
- ② 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- ③ 安全な輸送サービスの実施及び監視
- ④ 事故等への対応
- ⑤ 事故等の再発防止措置及び予防措置

(輸送の安全に関する教育、訓練)

第14条 安全管理体制の維持・向上を図るため、経営トップ、安全統括管理者、安全管理に従事する者に対し、制度の理解と役割認識を深めるための教育、訓練を計画的に実施し、必要に応じて見直し、改善を図る。

- ① 運輸マネジメント制度の趣旨
- ② 安全管理規程の内容
- ③ 関係法令等
- ④ 安全管理体制におけるP D C Aサイクルの概念

2. 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のため教育、訓練及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(安全管理体制に係る内部監査)

第15条 経営トップ及び安全統括管理者は、以下の規程に従い、安全管理体制が安全管理規程に適合していること、安全管理体制が定説に運営され有効に機能しているかを確認するため、内部監査を実施する。

内部監査の範囲は安全管理体制全般とし、経営管理部門及び現業実施部門とする。

- ① 内部監査は、少なくとも年1回以上定期的に実施する。また、以下の場合には臨時監査を行う。
  - ・重大な事故・不祥事等が発生した場合
  - ・同種の事故・不祥事等が繰り返し発生した場合
  - ・その他、特に必要と認められる場合
- ② 監査の客觀性を確保するため、監査の実施にあたっては、対象部門に従事していない者が行うこと。
- ③ 内部監査を効果的に実施するため、必要な教育、訓練を行うこと。
- ④ 経営トップは、内部監査の重要性について社内に周知徹底を図ること。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 所長・運行管理者から事故・不祥事等に関する報告、または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、必要な改善方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2 悪質な法令違反等により重大事故・重大な不祥事が発生した場合には、安全対策全般、または必要な事項において、現在よりも更に高度な安全確保のための措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第17条 以下の内容については、毎年度、外部に対して公表するものとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針

- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④輸送の安全のために講じた措置、及び講じようとする措置
- ⑤輸送の安全に関する情報の伝達体制その他組織体制
- ⑥輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑦輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 事故・不祥事等発生後における再発防止策、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表するものとする。

(マネジメントレビューと改善)

第18条 マネジメントレビューと改善

- ①経営トップは安全管理体制が適切かつ有効に機能しているかを確認するため、毎年マネジメントレビューを実施する。また、重大事故が発生した場合には、状況に応じて速やかに実施する。
- ②マネジメントレビューでは、安全管理体制の実施状況や内部監査の結果等を確認し、改善の必要性およびその実施時期について検討する。
- ③マネジメントレビューにより明らかになった課題については、必要な是正措置および予防措置を講じるものとする。
- ④マネジメントレビューの具体的な実施内容・方法は実態に見合ったものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第19条 本規程は、業務の実態に応じて、適時適切に見直しを行うものとする。

2. 以下の事項について記録を作成し、適切に保存するものとする。
  - ①会議の議事録
  - ②報告連絡体制の記録
  - ③事故・不祥事等の報告内容
  - ④所長・運行管理者による指示内容
  - ⑤内部監査の結果
  - ⑥経営トップへの報告内容
  - ⑦是正措置および予防措置の実施状況
3. 前項に掲げる記録およびその他の輸送の安全に関する情報の保存方法については、別途定める。

(リスクマネジメント・保安監査室)

第20条 リスクマネジメント・保安監査室はマルエス工運(株)社長の直下組織として、本規則に従い全マルエスグループを管理統括する。